

東証REITインバースETF

追加型投信／国内／不動産投信／ETF／
インデックス型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（交付目論見書）2025.7.1

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社までお問い合わせください。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス	特殊型
追加型	国内	不動産投信	ETF	インデックス型（ブル・ベア型）	その他資産（東証REIT指数先物）	年1回	日本	その他（東証REITインバース（－1倍）指数）	ブル・ベア型

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第341号

設立年月日：1999年11月15日

資本金：370百万円（2025年4月末現在）

運用する投資信託財産の合計純資産総額：9,251億円（2025年4月末現在）

■電話番号 03-6843-1413

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

■ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「東証REITインバースETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月30日に関東財務局長に提出し、2025年7月1日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

東証REITインバースETF(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)は、東証REITインバース(−1倍)指数を対象指標とし、東証REIT指数先物取引のデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

ファンドの特色

■主要投資対象

円建ての公社債を主要投資対象とし、東証REIT指数先物取引を利用して運用を行います。

※ 東証REITインバース(−1倍)指数について

東証REITインバース(−1倍)指数は、下記の計算式を用いて原指標である東証REIT指数(配当なし)(以下、「東証REIT指数」といいます。)の前日比変動率(%)^{*}に対して一定の負の倍数、すなわち−1倍、を乗じた変動率となるように計算された指数です。

名称：東証REITインバース(−1倍)指数

英文名称：Tokyo Stock Exchange REIT Inverse (-1x) Index

当日の指数値＝前日の指数値×(1−1倍×東証REIT指数の前日比変動率)

^{*}前日比変動率(%)は、小数第3位四捨五入

東証REITインバース(−1倍)指数の基準日は2018年12月7日であり、基準値は10,000ポイントです。

東証REITインバース(−1倍)指数は、2018年12月7日の値を10,000として基準化したものであるため、原指標である東証REIT指数の値とは異なります。

当ファンドの対象指標となるインバース型指標の特性・留意点など

1. インバース型指標の特性および留意点

インバース型指標は、値動きや想定されるリターンが通常の指標とは異なる特性を有しています。

(1) 特性

- ・ 東証REITインバース(−1倍)指数は、変動率が東証REIT指数の日々の変動率の逆(−1倍)となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は東証REIT指数の−1倍となりますが、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、東証REIT指数の変動率の−1倍以上又は未滿となる場合があります。
- ・ 特に、東証REIT指数が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により東証REITインバース(−1倍)指数は逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- ・ 東証REITインバース(−1倍)指数は、東証REIT指数が下落トレンドにある場合において上昇する指標であるため、東証REIT指数の下落を見込む場合には有効です。

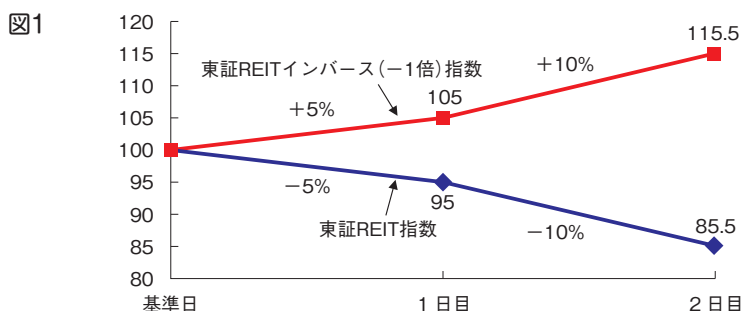
(2) 留意点

＜例1. 原指標が下落局面にある場合＞

図1のように、原指標である東証REIT指数が一方的に下落する局面を考えます。このとき、「東証REITインバース(−1倍)指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率と逆の変動率(東証REIT指数の日々の変動率の−1倍)を達成しています。

しかしながら、2営業日以上離れた期間の場合(基準日→2日目)を比較してみると、東証REIT指数が14.5%下落(100→85.5)したのに対し、「東証REITインバース(−1倍)指数」は15.5%上昇(100→115.5)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な−1倍にはなりません。

このようにインバース型指標は、相場下落局面でリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の−1倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注：例1の15.5%上昇は、14.5%下落の−1倍である14.5%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

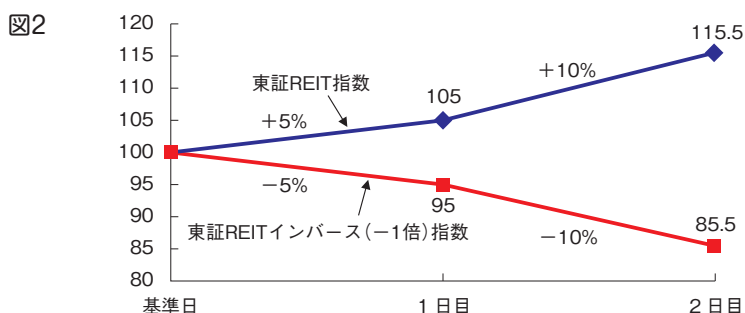


＜例2. 原指標が上昇局面にある場合＞

次に、図2のように原指標である東証REIT指数が一方向的に上昇する局面を考えます。このとき、「東証REITインバース(−1倍)指数」の日々の変動率は、やはり原指標の日々の変動率の−1倍を達成しています。

しかしながら例1と同様に、基準日から2日目にかけての変動率を見ると、東証REIT指数が15.5%上昇(100→115.5)したのに対し、「東証REITインバース(−1倍)指数」は14.5%下落(100→85.5)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な−1倍にはなりません。

このようにインバース型指標は、相場の上昇局面においては下落していきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の−1倍)とは異なる下落率となってしまう点(注: 例2の14.5%下落は、15.5%上昇の−1倍である−15.5%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

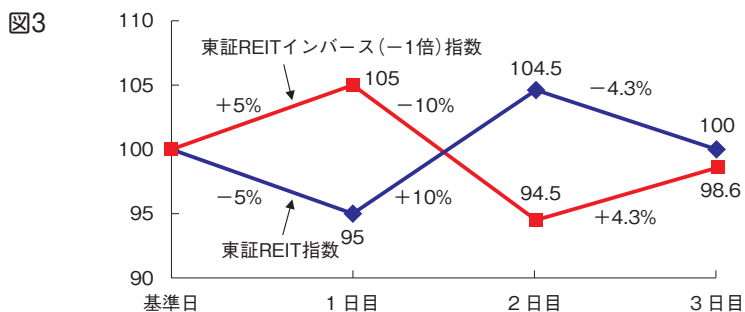


＜例3. 原指標が下落・上昇を繰り返す場合＞

最後に、図3のように原指標である東証REIT指数が下落・上昇を繰り返す局面を考えます。このときも、「東証REITインバース(−1倍)指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の−1倍を達成しています。

しかしながら、東証REIT指数は下落・上昇を繰り返しながらも3日目に基準日と同じ水準(100→100)に戻っているのに対し、「東証REITインバース(−1倍)指数」は複利効果が働くため、100→98.6と基準日と同じ水準に回復していません。

このように、相場の方向感が定まらず、原指標が下落や上昇を相互に繰り返した場合、インバース型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逓減していくという特性がありますので留意が必要です。



2. 原指標に連動するETFとの利益・損失の違い

変動率が原指標の変動率の−1倍となるよう算出されるインバース型指標の場合、原指標とは逆の利益・損失となります。

3. 留意すべき投資スタイル

- ・インバース型指標は、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。
- ・原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが逓減していくという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

- 「東証REITインバース(－1倍)指数」および「東証REIT指数」の指数値及び「東証REITインバース(－1倍)指数」および「東証REIT指数」に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など「東証REITインバース(－1倍)指数」および「東証REIT指数」に関するすべての権利・ノウハウ及び「東証REITインバース(－1倍)指数」および「東証REIT指数」に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、「東証REITインバース(－1倍)指数」および「東証REIT指数」の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPX」は、その運用及び当ファンドの受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 「JPX」は、「東証REIT指数」の構成銘柄、「東証REITインバース(－1倍)指数」及び「東証REIT指数」の計算方法並びに「東証REITインバース(－1倍)指数」及び「東証REIT指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

取引所における売買

上 場 日 : 2023年10月6日

上 場 市 場 : 東京証券取引所

売 買 単 位 : 1口単位

手 数 料 : 申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

- ①当ファンドは、東証REITインバース(－1倍)指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証REIT指数先物取引のデリバティブ取引を利用します。東証REIT指数先物取引の売り建て総額から買い建て総額を差し引いた総額(以下、「実質売り建て総額」といいます。)が純資産総額に対してほぼ同額になるように調整を行います。
- ②信託財産に公社債を組入れます。
- ③当ファンドを終了することとなった場合は、上記①および②のような運用ができない場合があります。
- ④市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

株 式 へ の 投 資 割 合	制限を設けません。
投 資 信 託 証 券 (上場投資信託証券を除きます。) へ の 投 資 割 合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
有価証券指数等先物取引 および有価証券オプション 取 引 の 指 図	わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引 ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券 オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
デリバティブへの投資	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益(受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。)から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じて、分配は行いません。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年10月12日を決算日とします。

基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債等、短期金融資産（以下「有価証券等」）を投資対象とし、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響により基準価額は変動します。また、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、基準価額は大きく変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

<主な変動要因>

REIT指数先物取引の利用に伴うリスク	REIT指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売り建てている場合において、先物価格が下落すれば収益が発生し、上昇すれば損失が発生します。ファンドで行っているREIT指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を売り建てている場合のわが国の株式市場の上昇によって、わが国の株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
価格変動リスク	当ファンドは、東証REITインバース（－1倍）指数を対象指標とし、対象指標は東証REIT指数を原指標としております。原指標の構成要素である不動産投資信託は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投資信託の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投資信託の分配金や価格は下がり、財務状況、業績や市況環境が改善する場合には不動産投資信託の分配金や価格は上がることがあり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。 当ファンドの対象指標は、原指標の前日比変動率(%)の逆の変動率、すなわち－1倍を乗じた変動率となるように計算された指標であるため、価格が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、原指標の構成銘柄の価格が大きく変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
金利変動リスク	当ファンドでは、公社債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。
信用リスク	当ファンドは、公社債等に投資します。一般に、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 また、短期金融資産においても債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
デリバティブ取引に関するリスク	当ファンドは、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。REIT指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

レバレッジに関するリスク	当ファンドは、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しており、また、対象指標の特性により、当該取引の実質売り建て総額は信託財産を上回るレバレッジがかかることがあります。そのため、信託財産に対して大きな損失が生じる場合があります。REIT指数先物取引の実質売り建て総額は、純資産総額に対してほぼ同額となります(レバレッジ比率)。なお、REIT指数先物取引の買い建て総額と売り建て総額を合計した額が純資産総額に対してほぼ同額を大幅に上回る場合があります。ただし、その場合であっても、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により「リスク量」として算出した額は信託財産の純資産総額を超えないものとします。
流動性リスク	有価証券等やREIT指数先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、金融商品取引所等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及びREIT指数先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等やREIT指数先物取引を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

① 対象指標について

- a. 対象指標は、原指標である東証REIT指数の前日比変動率(%)に対して一定の負の倍数、すなわち－1倍を乗じた変動率となるように計算された指標です。
- b. 対象指標は、変動率が東証REIT指数の日々の変動率の－1倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は東証REIT指数の－1倍となりますが、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、東証REIT指数の変動率の－1倍以上又は未滿となる場合があります。
- c. 特に、東証REIT指数が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により対象指標は逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- d. 対象指標は、相場の上昇局面でもリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の－1倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:原指標の下落率の完全な－1倍の上昇率にはならない場合。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
- e. 対象指標は、相場の上昇局面においては下落していきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の－1倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:原指標の上昇率の完全な－1倍の下落率にはならない場合。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
- f. 対象指標は、相場の方向感が定まらず、原指標が下落や上昇を相互に繰り返した場合、インバース型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逓減して行くという特性がありますので留意が必要です。
- g. 対象指標に連動する当ファンドは、原指標に連動するファンドに比べ、逆の利益・損失となりますが、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが逓減して行くという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

② 対象指標とファンドの基準価額のかい離

当ファンドは、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目標として運用されますが、以下のような要因により、必ずしも対象指標と完全に一致した運用成果とはならないことに留意が必要です。

- a. REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- b. REIT指数先物取引には先物満期日(以下「限月」)があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと(「ロールオーバー」といいます。)となります。このとき、売り建てている先物を買戻し、乗り換え対象となる限月の先物を売り建てることとなりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。

- c. 対象指標の特性により、REIT指数先物取引の実質売り建て総額が信託財産の純資産総額とほぼ同額となりますが、必ずしも正確に同額ではなく、純資産総額を上回ること、または下回ることもあります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- d. 資金の流入から実際にREIT指数先物取引を売り建てするためのタイミングのずれの発生により、対象指標の変動率と基準価額の変動率にかい離が生ずる可能性があります。
- e. 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

③ 対象指標の原指標と当ファンド

対象指標は、原指標である東証REIT指数の前日比変動率(%)に対して一定の負の倍数、すなわち－1倍を乗じた変動率となるように計算された指標です。

原指標に連動するETFと比較した場合、当ファンドのような変動率が原指標の変動率の－1倍となるよう算出されるインバース型指標の場合、原指標とは逆の利益・損失となります。

また、その他の留意点の「対象指標について」および「対象指標とファンドの基準価額のかい離」の要因により、原指標の変動率の－1倍と当ファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。

④ 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、設定または解約に制限を設けることがあります。

当ファンドは、REIT指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の1. または2. に該当する場合には、販売会社は、前日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。また、次の1. または2. に該当する場合には、委託会社は、当日の一部換金(解約)の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部換金(解約)の実行の請求を取消することができます。

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行われなるときもしくは停止されたとき
 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- また、委託会社が別に定める申込上限口数を超えた口数または換金(解約)請求上限口数を超えた口数については、委託会社は申込の受付けまたは換金(解約)請求を受け付けることをいたしません。

- ⑤ 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金(解約)請求の受付けを中止することがあります。
- ⑥ 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。
- ⑦ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び派生商品取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
- ⑧ 当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者(当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。)は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。
- ⑨ 受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。
- ⑩ 2028年10月12日以降、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合や、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、繰り上げ償還されます。

- ⑪ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- ⑫ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ⑬ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

<リスクの管理体制>

運用本部：運用管理委員会で審議されたことをもとに、運用リスク管理の強化・改善を図ります。

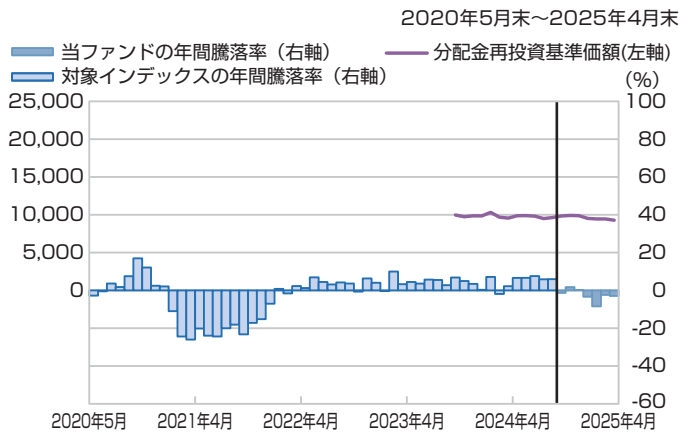
リスク管理統括本部 運用管理委員会：リスク管理、法令遵守状況のモニタリング、パフォーマンス分析・評価を行い、その結果に基づき運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。

投資政策委員会：重大な法令違反や過誤ミス等が発生した場合、取締役会に報告します。

- ・当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



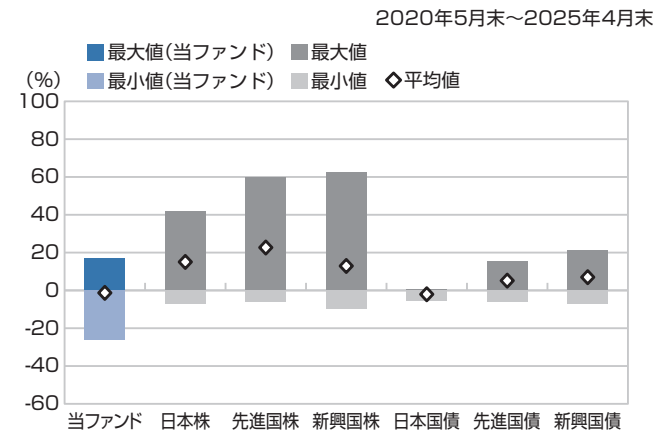
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(1口あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2020年5月から2025年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

なお、2024年9月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	17.0	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 26.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	△ 1.3	15.1	22.7	12.9	△ 2.0	5.2	7.0

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2020年5月から2025年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

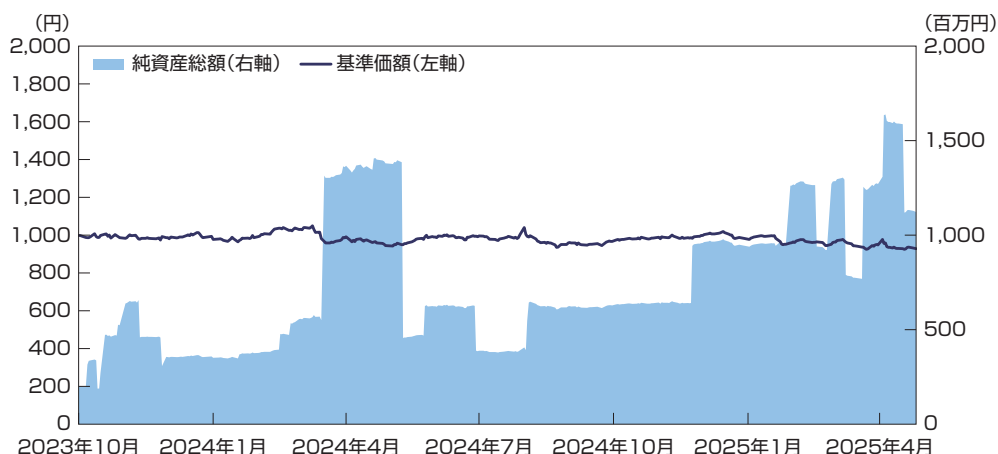
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

(2025年4月30日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	928円
純資産総額	11.23億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2024年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

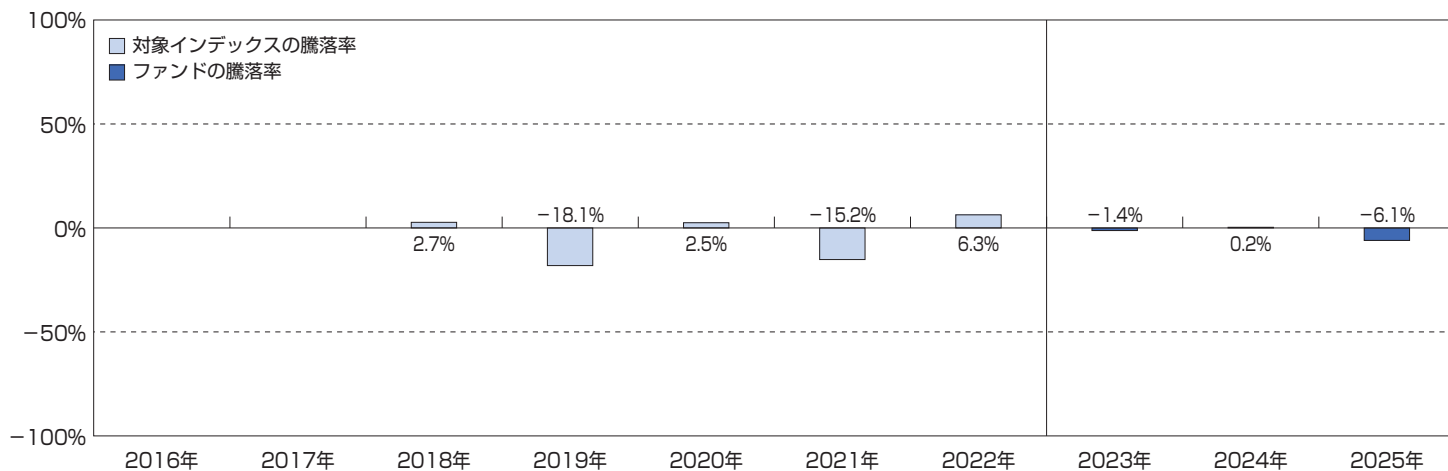
■資産の配分

組入資産	比率
公社債	66.7%
現金その他	33.3%

■株価指数先物取引の状況

取引内容	比率
東証REIT先物 2025年6月限 売建	100.2%

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
- ・2018年*から2022年末までは、対象インデックス（東証REITインバース（－1倍）指数）の年間騰落率です。あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ※2018年は対象インデックスの基準日（12月7日）から年末までの騰落率を表示しています。
- ・2023年は設定日（10月5日）から年末までの騰落率、2025年は年初来4月末までの騰落率を表示しています。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	2 万口以上 1 万口単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	最低口数(2 万口) 以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年7月1日から2025年12月26日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込受付不可日	a. 毎計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで b. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 c. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の 3 営業日前から前営業日まで d. 上記 a. ～ c. のほか委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき e. なお、上記 a. ～ d. に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市場動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みまたは一部解約請求を受け付ける場合があります。 f. 当ファンドが上場する東京証券取引所から取得申込の受付停止に係る協議の要請があり、当該協議を踏まえて委託会社が取得申込の受付を停止することが適当と認められるとき、適時開示にて取得申込の受付の停止および停止期間を開示し、その期間の取得申込の受付を停止することとします。
換金制限	委託会社が別に定める換金請求上限口数を超えた口数については、換金を受付けません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2023年10月5日設定)
繰上償還	a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 b. 委託会社は、2028年10月12日以降、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合や、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合(これらを包括して「廃止された」といいます。)は、受託会社と合意のうえ、その廃止された日に、投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決算日	毎年10月12日
収益分配	毎決算時に、配当等収益から経費を控除後、全額を分配対象額とし、その範囲内で委託会社が決定するものとします。ただし、分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は、500 億円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.simplexasset.com/
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。
課税関係	課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度が適用されません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購 入 時 手 数 料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。		
信 託 財 産 留 保 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.30%を上限 ただし、有価証券届出書提出日現在においては、0.10%		
換 金 時 手 数 料	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算した額とします。		
	信託財産の純資産総額に年10,000分の82.5(消費税込)以内の率を乗じて得た額		
	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	総 額	年率0.825%(税抜0.75%)(有価証券届出書提出日現在)	
	配 分 (税 抜)	委託会社	受託会社
		年率0.70%	年率0.05%
	役務の内容		
委託会社	委託した資金の運用の対価		
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
	上記の信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。		
そ の 他 費 用 ・ 手 数 料	■組入有価証券や先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等(これらの業務を外部に委託する場合も含みます。)、また、対象指標に係る商標権の使用料、信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。これらは、当ファンド保有期間中に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。なお、当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		
	■ファンドの上場に係る費用 ・新規上場および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。 ・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%)およびTDnet利用料。		

※上記手数料・費用等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税、普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Simplex
Asset Management